

令和 7 年 4 月 1 日から 入院時の食費の負担額が変わります

令和 7 年 4 月 1 日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院時の 1 食あたりの負担金額が下記の通り変更となります。

一般（課税世帯）

令和 7 年 03 月 31 日まで 1 食 490 円

令和 7 年 04 月 01 日から 1 食 510 円

住民税非課税世帯/市町村税非課税世帯（オ/区分Ⅱ）

令和 7 年 03 月 31 日まで 1 食 230 円（長期 1 食 180 円）

令和 7 年 04 月 01 日から 1 食 240 円（長期 1 食 190 円）

老齢福祉年金受給者（区分Ⅰ）の方は 1 食 110 円に変更ありません。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし